一般社団法人測位航法学会 部会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人測位航法学会(以下、本学会という)が定款第2条の目的を達成するために、各専門領域の更なる進展を図ることを目的とする。

(業務)

- 第2条 部会は、所定の専門領域において、次に揚げる業務を行う。
 - (1) 研究の推進
 - (2) 研究成果の発表
 - (3) 部会及びその構成員の交流の拡大
 - (4) 本学会のセミナー及び講演会の企画・実施などの諸活動への協力

(部会の設置)

- 第3条 本学会は、理事会の決議により部会を設置することができる。
 - 2 会員である個人・法人会員の登録メンバーが、部会を設置しようとする場合は、 設置しようとする部会の部会名、設立目的・趣旨を記載した設立申請書を作成し、 これを会長宛に申請しなければならない。申請を受けた会長は理事会に諮り、理 事会の決議により部会を設置することができる。

(部会の運営)

- 第4条 部会の構成員は、本学会の会員である個人・法人の登録メンバーの中から選定する。
 - 2 部会は、構成員の互選により部会長1名及び幹事若干名を定め、部会の運営にあたらせる。
 - 3 部会が、他の企業・団体との連携など重要な活動を行う場合は、連携先のメンバーをアドバイザーとして参加させることができる。

(活動報告)

第5条部会長は、会長の求めに応じて、理事会にその活動内容を報告しなければならない。

(部会の解散)

- 第6条 部会は、会長に解散届を提出し、理事会がこれを承認することにより解散する。
 - 2 理事会は、部会の活動状況その他の事情を勘案し、その決議によって部会を解散させることができる。

(部会規程の変更)

第7条 本規程の変更又は廃止は、理事会の決議による。